平成２６年（フ）第５７４６号
東京都国立市富士見台４丁目17―１―２―102
債務者　アンジェラキヌジョルダンこと　ジョルダンアンジェラキヌ
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５７５２号
東京都江東区塩浜２丁目９―３―1014
債務者　山田　和孝
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５７５３号
神奈川県横浜市都筑区茅ケ崎南４丁目14―１―907
債務者　高崎　義隆
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５７５４号
東京都板橋区仲宿22―６―101、住民票上の住所兵庫県尼崎市大庄北４丁目３―１―410
債務者　池田　知隆
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８７５号
横浜市都筑区富士見が丘17番５号　グリーンヒル富士見が丘607
債務者　宮田　裕樹
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月３日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２号
熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺550番地の２
債務者　齊藤　智之
1　決定年月日時　平成26年６月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月４日午前10時　熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２６年（フ）第２３９号
静岡県藤枝市田沼１―14―21、住民票上の住所静岡県藤枝市田沼５丁目８番９号　コーポＡ102号
債務者　若林早也加（旧姓藤田・田代）
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月８日午後２時30分　静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５７４２号
東京都品川区豊町２丁目３―７―201
債務者　三宅　幸夫
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月９日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第９５号
千葉県茂原市北塚947番地22
破産者　有限会社穂高設備
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第９６号
千葉県茂原市上林12番地11
破産者　宍戸　弘之
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第９７号
千葉県茂原市上林12番地11
破産者　宍戸　淑恵
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２６年（フ）第１６号
秋田県大仙市大曲船場町２丁目７番36号　県営船場町住宅３―206
破産者　佐藤　博美
1　決定年月日　平成26年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　秋田地方裁判所大曲支部

平成２６年（フ）第３１８号
福岡市博多区上牟田１丁目12番12号
破産者　合資会社フォーティー・フォー
1　決定年月日　平成26年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３２号
佐賀県三養基郡みやき町大字白壁4049番地34
破産者　有限会社北茂安温泉の湯
1　決定年月日　平成26年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４５号
佐賀県鳥栖市藤木町2090番地１
破産者　有限会社インターオート
1　決定年月日　平成26年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４６号
佐賀県鳥栖市藤木町2090番地１　有限会社インターオート内、商業登記簿上の本店所在地福岡県福岡市博多区博多駅前２丁目19番17号
破産者　毎日自動車有限会社
1　決定年月日　平成26年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３３６号
茨城県筑西市二木成1400番地
破産者　株式会社和光商事
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第５８２号
栃木県宇都宮市御幸ケ原町68番地32　林ハイツⅠ―303
破産者　渡辺　茂樹
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係